

募 集 の 公 示

下記のとおり公募に付します。

記

- 1 公募に付する事項
令和 7 年分所得税等、消費税及び贈与税の確定申告期における署外申告相談会場の借上げ
(ブロック 4 都城税務署)
- 2 参加資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (4) その他の条件は公募についての説明書による。
- 3 契約条項を示す場所
熊本国税局 総務部 会計課 経費係
- 4 募集内容等の説明
令和 7 年 6 月 13 日 (金) 16 時 00 分までに上記 3 の場所で募集内容等の説明を行う。
- 5 申込書の提出期限等
 - (1) 提出期限
令和 7 年 6 月 13 日 (金) 17 時 00 分
 - (2) 場所
熊本国税局 総務部 会計課 経費係
- 6 契約者の決定方法
 - (1) 申込者が 1 者 (社) の場合
当局の仕様に合致したことを確認後、見積書を会計課経費係宛提出する。なお、当該見積額が予算決算及び会計令第 99 条の 5 の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の場合は、即時決定する。
 - (2) 申込者が 2 者 (社) 以上の場合
一般競争入札により決定する。
- 7 受付時間
上記 4 及び 5 の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く、9 時 00 分から 17 時 00 分まで (ただし、12 時 15 分から 13 時 00 分までを除く。) とする。
- 8 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 9 申込書の無効
本公示に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

以上、公示する。

令和 7 年 5 月 29 日

熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号
支出負担行為担当官
熊本国税局総務部次長 飯開 義幸